



熊本県公報

第 1 1 8 9 2 号

平成 22 年 3 月 23 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県と畜場法施行細則の一部を改正する規則……………	(健康危機管理課) 1
○熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………	() 2
○熊本県土地収用法の規定による告示の方法に関する規則……………	(用地対策課) 4
○熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	(環境保全課) 4
告 示	
○漁船保険義務加入の同意の承認(八代加入区)……………	(団体支援総室) 5
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(障害者支援総室) 5
○道路の供用開始……………	(道路保全課) 6
○道路の供用開始……………	() 6
○道路の供用開始……………	() 6
○道路の供用開始……………	() 7
○救急医療機関の認定……………	(医療政策総室) 7
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………	(高齢者支援総室) 7
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(障害者支援総室) 8
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	() 8
○第3期特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画の変更……………	(自然保護課) 8
○特定鳥獣の捕獲等をするのでできる捕獲区域の指定、狩猟期間の延長並びに捕獲等の数の制限及び禁止猟法の解除……………	() 8
○熊本県公共工事請負契約約款の一部改正……………	(監理課) 9
○熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部改正……………	() 9
○熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部改正……………	() 10
○熊本県屋外広告物条例に基づく屋外広告物及びこれを提出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定告示の一部改正……………	(都市計画課) 10
公 告	
○県営土地改良事業の工事完了公告……………	(農村計画・技術管理課) 10
○熊本県保健医療計画の変更公告……………	(健康福祉政策課) 11
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(建築課) 11
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	() 11
訓 令	
○熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令……………	(土木技術管理室) 12
○熊本県補助工事等確認検査規程の一部を改正する訓令……………	() 12
登 載 依 頼	
○熊本県立美術館条例施行規則……………	(文化課) 12
○第42回熊本県環境審議会を開催……………	(熊本県環境審議会) 19
○熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部改正……………	(警察本部地域課) 19
○熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………	(教育政策課) 21
○熊本県教育事務所処務規程、熊本県立図書館処務規程及び熊本県生涯学習事務所処務規程の一部を改正する訓令……………	() 21
○熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………	() 21
○熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則……………	() 22
○熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………	(警察本部警務課) 22

規 則

熊本県と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 2 年 3 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第12号

熊本県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

熊本県と畜場法施行細則（昭和29年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「七城町、合志町又は西合志町」を「菊池市及び合志市」に改める。

別記第1号様式の4中「衛生管理責任者」を「作業衛生責任者」に改める。

別記第2号様式中「算定基準」を「算定基礎」に改める。

別記第5号様式の2中「保存者の名称」を「保存施設の名称」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の熊本県と畜場法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の熊本県と畜場法施行細則の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第13号

熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年熊本県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「、玉名郡南関町、鹿本郡鹿本町及び菊池郡泗水町」を「、山鹿市及び玉名郡南関町」に改める。

別記第1号様式中「配置」を「配置図」に改める。

別記第2号様式中

食鳥処理場の構造又は設備の概要	変更前		を
	変更後		

食鳥処理場の構造又は設備の概要	変更前		に
	変更後		
変更の理由			
変更の年月日			

改める。

別記第5号様式中「第12条第3項各号に掲げる資格」を「第12条第5項各号のいずれかに該当する旨」に、「第12条第3項」を「第12条第5項」に改める。

別記第7号様式中「第15条第5項」を「第15条第6項」に、

食鳥処理場の名称		を
食鳥処理場の所在地		
食鳥をとさつしようとする年月日	年 月 日	

食鳥処理場	名称		に
	所在地		

備考

「基準」とは、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第30条第2項に規定する基準をいいます。
別記第10号様式中

食鳥処理場の名称	
食鳥処理場の所在地	
確認規程を廃止しようとする年月日	年 月 日

を

食鳥処理場	名称	
	所在地	
確認規程を廃止しようとする年月日	年 月 日	

に

改める。

別記第11号様式中「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」を「脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第9号様式の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 改正後の別記第9号様式の規定は、平成22年4月1日以後に確認する食鳥処理の状況に関する報告から適用し、同日前までに確認した食鳥処理の状況に関する報告については、なお従前の例による。

熊本県土地収用法の規定による告示の方法に関する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第14号

熊本県土地収用法の規定による告示の方法に関する規則
土地収用法に基く告示等の方法に関する規則（昭和31年熊本県規則第35号）の全部を改正する。

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）の規定により知事が定める方法で行うこととされている次に掲げる告示は、熊本県公報に登載して行うものとする。

- 法第26条第1項（法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示
- 法第30条第2項（法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止又は変更の告示
- 法第34条の3（法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による手続開始の告示

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第15号

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年熊本県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 硫黄酸化物の排出基準に係る地域の区分(第4条関係)

	区域	Kの値
1	荒尾市の区域	6.0
2	八代市(坂本町、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町の区域を除く。)、水俣市及び芦北町(大字田浦、大字田浦町、大字小田浦、大字海浦、大字井牟田、大字波多島及び大字横居木の区域に限る。)の区域	11.5
3	熊本市(改寄町、和泉町、大鳥居町、梶尾町、鹿子木町、釜尾町、北迫町、楠野町、小糸山町、下硯川町、硯川町、太郎迫町、鶴羽田一丁目、鶴羽田二丁目、鶴羽田三丁目、鶴羽田四丁目、鶴羽田五丁目、鶴羽田町、徳王一丁目、徳王二丁目、徳王町、西梶尾町、飛田一丁目、飛田二丁目、飛田三丁目、飛田四丁目、飛田町、万楽寺町、貢町、明德町、四方寄町、立福寺町、会富町、今町、護藤町、白藤四丁目(平成13年2月25日における護藤町の区域に限る。)、白石町、砂原町、土河原町、並建町、畠口町、八分字町、浜口町、孫代町、無田口町、海路口町、内田町、奥古閑町、川口町、銭塘町、中無田町、美登里町、河内町、富合町、植木町及び城南町の区域を除く。)の区域	14.5
4	1の項から3の項までに掲げる区域以外の区域	17.5

備考 この表の右欄に掲げる数値を適用して算出される第4条第1項の硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算出される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

- 1 規格K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法
- 2 規格K2301、規格K2541又は規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762又は規格Z8763に定める方法その他適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
- 3 大気汚染防止法施行規則(昭和46年/厚生省令/通商産業省令/第1号)別表第1の備考の3の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定する方法

附則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

告 示

熊本県告示第294号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。

なお、平成18年3月24日熊本県告示第306号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成22年3月23日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年3月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

八代加入区

熊本県告示第295号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成22年3月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類

在宅支援センター輝 なっせ 児童デイサ ービスⅡ型事業所 菊池市隈府295番 地3	社会福祉法人 菊 愛会 菊池市重味字北の 原2380番地の 7 最上 次男	平成22年 4月1日	4311200101	児童デイサ ービス
---	--	---------------	------------	--------------

熊本県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月23日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	324号	天草市有明町楠甫字米の山 6200番1地先から 上天草市松島町今泉字米の山新田 6438番373地先まで	204.0	地域連 携国道 (改築 による 拡幅)
主要地方道	玉名立花線	玉名郡和水町板楠字柴中 2572番1地先から 同所 2573番1地先まで	20.0	やさ道 交1地 (歩道 整備)
一般県道	和仁山鹿線	玉名郡和水町板楠字柴中 2576番1地先から 同所 2578番4地先まで	17.2	

2 供用を開始する期日 平成22年3月23日

熊本県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月23日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字木倉字三藏 1137番地先から 同所 1127番5地先まで	104.6	交通連 携国道 (一般 国道4 43号 への取 付道路)

2 供用を開始する期日 平成22年3月24日

熊本県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月23日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

て一般の縦覧に供する。
平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	388号	球磨郡水上村大字岩野字上鶴 2836番1地先から 同郡湯前町字水ノ手 3216番3地先まで	310.0	地域連携特一 (改築による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年3月25日

熊本県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月23日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	竜北小川停車場線	宇城市小川町南新田字南古川 7番1地先から 同所 1番4地先まで	81.0	やさ道交1地 (現道拡幅及び歩道設置)

2 供用を開始する期日 平成22年3月25日

熊本県告示第300号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国民健康保険天草市立河浦病院	天草市河浦町白木河内 223番地11	平成22年3月13日から 平成25年3月12日まで
社団法人天草郡市医師会立天草地域医療センター	天草市亀場町食場85 4-1	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで
医療法人社団稲穂会天草慈恵病院	天草郡苓北町上津深江 278-10	平成22年7月18日から 平成25年7月17日まで

熊本県告示第301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
やん胃腸科外科病院 熊本市上熊本三丁目16番18号	医療法人社団ラファエル会	平成22年3月31日

熊本県告示第302号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
熊本福祉工場 熊本市二本木3丁目 12番37号	社会福祉法人熊本 県コロニー協会 熊本市二本木3丁 目12番37号 西山 敬直	平成22年 4月1日	4310100906	就労継続支 援A型

熊本県告示第303号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
かしの木学園 天草市楠浦町錦島2 6番17	社会福祉法人 白 い雲の会 天草市楠浦町錦島 26番17 尾上 公昭	平成22年 4月1日	4313000368	就労継続支 援B型

熊本県告示第304号

ニホンジカの第3期特定鳥獣保護管理計画（平成19年熊本県告示第302号）の一部を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により公表し、変更後の同計画について熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。
平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第305号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項第2項及び第3項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲等を行うことができる捕獲区域の指定、特定鳥獣の狩猟期間の延長、特定鳥獣の捕獲等の数の制限の解除及び特定鳥獣の捕獲等に係る禁止猟法の解除を行う。
平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 特定鳥獣の捕獲等を行うことができる捕獲区域の指定

特定鳥獣	対 象 区 域	存 続 期 間
ニホンジカ	八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇城市、阿蘇市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、上益城郡御船町、甲佐町、山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、津奈木町、球磨郡錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村の休猟区	ニホンジカ第3期特定鳥獣保護管理計画の期間 （平成19年4月1日から平成24年3月31日まで）

2 特定鳥獣の狩猟期間の延長

特定鳥獣	対 象 区 域	延長する狩猟期間
ニホンジカ	八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇城市、阿蘇市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、上益城郡御船町、甲佐町、山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、津奈木町、球磨郡錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村の区域	ニホンジカ第3期特定鳥獣保護管理計画の期間（平成19年4月1日から平成24年3月31日まで）内において、毎年2月16日から3月15日まで

3 特定鳥獣の捕獲等の数の制限の解除

特定鳥獣	対 象 区 域	捕獲等の数の制限を解除する期間	解除後の捕獲等の数の1日当たりの上限
ニホンジカ	八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇城市、阿蘇市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、上益城郡御船町、甲佐町、山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、津奈木町、球磨郡錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村の区域	ニホンジカ第3期特定鳥獣保護管理計画の期間（平成19年4月1日から平成24年3月31日まで）	1人につき、捕獲後の埋設等の処理が実施できる頭数

4 特定鳥獣の捕獲等に係る禁止猟法の解除

特定鳥獣	対 象 区 域	捕獲等に係る禁止猟法を解除する期間	禁止を解除する猟法
ニホンジカ	八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇城市、阿蘇市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、上益城郡御船町、甲佐町、山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、津奈木町、球磨郡錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村の区域	ニホンジカ第3期特定鳥獣保護管理計画の期間（平成19年4月1日から平成24年3月31日まで）	輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法

熊本県告示第306号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款（平成8年熊本県告示第465号）の一部を次のように改正する。

第34条第8項、第42条第2項及び第3項、第47条第3項並びに第49条第1項及び第2項中「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める。

附 則

この約款は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県告示第307号

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事関係業務委託契約約款（平成12年熊本県告示第197号）の一部を次のように改正する。

第35条第6項、第42条第2項及び第3項、第47条第1項及び第2項並びに第49条第1項及び第2項中「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める。

附 則

この約款は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県告示第308号

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共建築設計業務委託契約約款（平成12年熊本県告示第198号）の一部を次のように改正する。

第34条第6項、第41条第2項及び第3項、第46条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項中「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める。

附 則

この約款は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県告示第309号

昭和63年9月6日熊本県告示第618号の2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成22年3月23日から施行する。

平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

3項の表1の4の項から1の6の項までを次のように改める。

1の4	国道3号	第三種 禁止地 域	岩原橋（山鹿市南 島地内）	熊本市と山鹿市 との境界	路端から1 00メート ル以内	山鹿市
1の5 削除						
1の6 削除						

3項の表3の1の項から3の3の項までを次のように改める。

3の1 削除						
3の2 削除						
3の3	国道20 8号	第一種 許可地 域	熊本市と玉東町 との境界	県道稲佐津留玉 名線との交点（ 玉東町稲佐地内）	路端から1 00メート ル以内	玉東町

3項表9の4の項を次のように改める。

9の4 削除						
-----------	--	--	--	--	--	--

3項の表21の19の項を次のように改める。

21の 19 削除						
-----------------	--	--	--	--	--	--

公 告

熊本県公告第145号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水	学料（熊本市）	平成17年10月3日	平成21年5月18日	熊本県
農業用排水施設、農業用道路	供合（熊本市）	平成18年10月3日	平成21年3月10日	熊本県

熊本県公告第146号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により平成22年3月23日に熊本県保健医療計画を変更したので、同法第30条の4第12項の規定により公示する。
 なお、変更後の熊本県保健医療計画は、次の場所において縦覧に供する。
 平成22年3月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

縦覧できる場所	所在地
熊本県情報プラザ	熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康福祉政策課	熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本市健康福祉局健康政策部健康福祉政策課	熊本市手取本町1番1号
宇城地域振興局保健福祉環境部総務企画課（宇城保健所）	宇城市松橋町久具400番1号
玉名地域振興局保健福祉環境部総務企画課（有明保健所）	玉名市岩崎1004番1号
鹿本地域振興局保健福祉環境部総務企画課（山鹿保健所）	山鹿市山鹿465番2号
菊池地域振興局保健福祉環境部総務企画課（菊池保健所）	菊池市隈府1272番10号
阿蘇地域振興局保健福祉環境部総務企画課（阿蘇保健所）	阿蘇市内牧1204
上益城地域振興局保健福祉環境部総務企画課（御船保健所）	上益城郡御船町辺田見400
八代地域振興局保健福祉環境部総務企画課（八代保健所）	八代市西片町1660
芦北地域振興局保健福祉環境部総務企画課（水俣保健所）	水俣市八幡町二丁目2番13号
球磨地域振興局保健福祉環境部総務企画課（人吉保健所）	人吉市寺町12番1号
天草地域振興局保健福祉環境部総務企画課（天草保健所）	天草市今釜新町3530

※ 上表の縦覧ほか、変更後の熊本県保健医療計画は熊本県ホームページに掲載する。

熊本県公告第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
 平成22年3月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 合志市野々島字東原4414番22、同4414番23、同4414番24、同4414番25、同4414番26、同4414番27、同4414番29、同4414番43、同4414番44、同4414番45、同4414番47、同4414番48、同4414番166、同4414番226及び同4414番227
 20、553.98平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 熊本市江津一丁目15番6号
 株式会社横田産業

熊本県公告第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町新山一丁目3190番705
 1,025.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 熊本市小山五丁目2番15号
 株式会社エムケイ・コーポレーション

訓 令

熊本県訓令第5号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令
熊本県工事検査規程(昭和43年熊本県訓令甲第20号)の一部を次のように改正する。
第7条を次のように改める。

(検査員)

第7条 検査は、知事が命じた職員又は専門的な知識を有し、知事が検査を委嘱する者(以下「検査員」という。)が行う。

第11条第1項中「出先機関の長(熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)第2条第4号に規定する所属出先機関の長をいう。以下同じ。)」を「地域振興局(熊本県地域振興局設置条例(平成10年熊本県条例第44号)第2条に規定する地域振興局をいう。)及び所属出先機関(熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)第2条第4号に規定する所属出先機関をいう。)(以下「地域振興局等」という。)の長」に、「当該出先機関の長」を「当該地域振興局等の長」に改める。

第13条第2項中「出先機関の長」を「地域振興局等の長」に、「当該出先機関の長及び出先機関」を「当該地域振興局等の長及びその工事」に、「本庁各課(総室・室・センター)の長」を「本庁各課(総室・室・センター)長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年3月23日から施行する。

熊本県訓令第6号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県補助工事等確認検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成22年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県補助工事等確認検査規程の一部を改正する訓令
熊本県補助工事等確認検査規程(昭和43年熊本県訓令甲第21号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(検査員)

第5条 検査は、知事が命じた職員(以下「検査員」という。)が行う。

附 則

この訓令は、平成22年3月23日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県立美術館条例施行規則をここに公布する。
平成22年3月23日

熊本県教育委員会委員長 古 荘 文 子

熊本県教育委員会規則第6号

熊本県立美術館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県立美術館条例(昭和50年熊本県条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 熊本県立美術館(以下「美術館」という。)に総務企画課及び学芸課を置く。
(分掌事務)

第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関する事。
- (3) 文書に関する事。
- (4) 予算及び経理に関する事。
- (5) 美術館の施設、設備の維持管理に関する事。
- (6) 美術館の施設、設備の利用許可に関する事。
- (7) 学芸課及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (8) その他学芸課の所掌に属しない事項に関する事。

学芸課

- (1) 美術品等の収集(受託及び受贈を含む。)、保管及び展示に関する事。
- (2) 美術に関する専門的な調査研究に関する事。
- (3) 美術に関する展覧会、講演会、講習会、研究会等の開催その他県民の美術に関する創作、研究等を促進するために必要な事業の実施に関する事。
- (4) 美術品等に関する目録、図録及び研究報告書等の刊行に関する事。
- (5) 前2号のほか、美術館の事業の普及及び広報に関する事。
- (6) 熊本県立美術館協議会に関する事。
- (7) 他の美術館、博物館、学校その他関係機関及び団体等との協力に関する事。
- (8) 美術品等の閲覧等の許可に関する事。
- (9) その他美術館の事業についての専門的事項に関する事。

(職員の職)

第4条 職員の職として役付職員の職及び一般職員の職を置く。

2 役付職員の職は第1表に、一般職員の職は第2表に掲げるものとする。

第1表

役付職員の職
館長
教育審議員
副館長
課長
主幹
参事

第2表

一般職員の職
主任学芸員
主任主事
学芸員
主事

3 館長、副館長は、非常勤とすることができる。
(職務)

第5条 館長は、教育委員会の命を受け、美術館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 副館長は、館長を補佐する。
- 3 教育審議員は、上司の命を受け、美術館の運営に関する特命事項を審議する。
- 4 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。
- 5 主幹は、上司の命を受け、所管事務を掌理する。
- 6 参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 7 一般職員の職にある職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決事項)

第6条 館長の専決事項は、別に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 職員の服務に関する事。
- (2) 職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関する事。ただし、館長の外国旅行又は旅行期間が引き続き4日以上の外県旅行については、教育長の承認を受けなければならない。
- (3) 職員の時間外の勤務に関する事。
- (4) 所属職員の分担事務の決定に関する事。
- (5) あらかじめ採用人員枠について、教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関する事。
- (6) 休・開館日及び開館時間に関する事。
- (7) 入館の制限等に関する事。
- (8) 閲覧等の許可、閲覧等の許可の基準及び閲覧等の許可の取り消し等に関する事。
- (9) 施設の利用、利用の許可の基準及び利用の許可の取り消し等に関する事。
- (10) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条の規定による行政文書の開示の請求に対する決定等に関する事。
- (11) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関する事。
- (12) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条の規定による個人情報の開示の請求に対する決定等に関する事。
- (13) 前3号に定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関する事。

- (14) 熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第7条第4項の規定に基づく会計職員の任免に関すること。
- (15) その他軽易な事項の処理に関すること。
- 2 前項の規定に専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、この規定に準じて専決することができる。
(事務の代決)
- 第7条 館長が不在（事故その他の理由により決裁できない状態をいう。以下同じ。）であるときは、副館長がその事務を代決することができる。
- 2 館長、副館長ともに不在であるときは、館長があらかじめ指定した課長がその事務を代決することができる。
- 3 前各項の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項については、代決することができない。ただし、急を要する事項又はあらかじめ処理方針を示された事項についてはこの限りではない。
- 4 前各項の規定によって代決した事項については、速やかに上司の後閲を受けなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りではない。
- 5 前条の規定にかかわらず、館長専決事項のうち、あらかじめ館長が指定した事項については、副館長が専決することができる。
(遵守事項)
- 第8条 美術品等の観覧及び閲覧等並びに施設の利用をする者は、館長の定める事項を守らなければならない。
(観覧手続)
- 第9条 展覧会を観覧しようとする者は、条例第7条に定める観覧料を納付し、観覧券の交付を受けなければならない。
- 2 館長は、適当と認める者に対し、優待券を交付することができる。
(閲覧等の手続)
- 第10条 美術品等の閲覧、撮影、模写等しようとする者は、閲覧等許可申請書（別記第1号様式）を館長に提出し、閲覧等許可書（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。
(施設の利用)
- 第11条 施設を利用しようとする者は、当該施設を利用しようとする日の30日前までに、美術館施設利用許可申請書（別記第3号様式）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 館長は、前項の申請があったときは内容を審査し、申請者に、許可するものについては美術館施設利用許可書（別記第4号様式）を交付し、許可しないものについては、その旨通知する。
(利用の変更等)
- 第12条 施設の利用許可を受けた者で、都合により利用の中止又は内容変更をしようとする者は、施設利用予定日の7日前までに、館長に美術館施設利用変更等申請書（別記第5号様式）を提出しなければならない。
(使用料の返還)
- 第13条 条例第15条第4項のただし書きの規定により知事が使用料の返還ができるときは、次に掲げるときとする。
- (1) 天災その他使用者の責めに帰することができない事情により使用できなかったとき。
- (2) 条例第13条第3項の規定により館長が管理上支障があると認めて使用許可を取り消したとき。
- 2 条例第15条第4項のただし書きの規定による使用料の返還を受けようとする者は、美術館施設使用料還付申請書（別記第6号様式）を館長に提出しなければならない。
(利用者の報告義務)
- 第14条 施設の利用者は、利用期間終了後直ちに、入場者数及び徴収した観覧料の額を、館長に届け出なければならない。
(館外貸出し)
- 第15条 館長は、美術館等からの申し出に対し、適当と認めた場合は、美術品等の館外貸出しをすることができる。
- 2 美術品等の館外貸出しを受けようとする者は、館長の承認を受けなければならない。
(貸出期間)
- 第16条 館外貸出期間は、90日以内とする。ただし、館長は、特に必要と認めるときは、これを延長することができる。
(原状回復)
- 第17条 閲覧等又は施設の利用（利用許可の取消しを受けたときを含む。）を行った者は、利用にかかる施設及び附属設備を原状に復し、係員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。
(届出)
- 第18条 施設、設備、美術品等を滅失又は損傷した者は、直ちに、施設等滅失（損傷）届（別記第7号様式）を館長に提出しなければならない。
(損害賠償)
- 第19条 施設、設備、美術品等を自己の責めに帰すべき理由により、滅失又は損傷した者は、館長の指示に従いこれを修理又は損害の賠償をしなければならない。

(適用除外)

第20条 条例第16条第1項の規定により指定管理者に熊本県立美術館分館の管理を行わせる場合は、「館長」を「指定管理者」と読み替え、第2条から第7条、第9条、第10条、第13条、第15条、第16条の規定は適用しない。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 熊本県立美術館組織規則(昭和50年熊本県教育委員会規則第15号)

(2) 熊本県立美術館利用規則(昭和51年熊本県教育委員会規則第7号)

別記第1号様式

観 覧 等 許 可 申 請 書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

申請者 住 所
〒
氏名 印
電話番号

下記により閲覧等を許可くださるよう申請します。

記

期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
方 法	閲覧 写真撮影 模写 模造 その他()			
種 別	作者名	資料名	数量・回・日	備考
目的				

(備考)

申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第2号様式

第 号

観 覧 等 許 可 書

年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

さきに申請のありました閲覧等については、下記により許可します。

記				
期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
方 法	閲覧 写真撮影 模写 模造 その他()			
種 別	作者名	資料名	数量・回・日	備考
目 的				
条 件				

遵守事項

- 1 所定の場所以外で火気を使用し又は喫煙しないこと。
- 2 許可を受けた施設、設備及び美術品等以外のものを使用しないこと。
- 3 許可を受けた場所以外に出入りしないこと。
- 4 その他係員の指示に従うこと。

別記第3号様式

美 術 館 施 設 利 用 許 可 申 請 書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

申請者 住 所
〒
氏 名 印
電話番号

下記により美術館の施設利用を許可くださるよう申請します。

記

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)				
施設名 (○を付けてください)	本館	第一室	第二室	第三室	その他()
	分館	第一室	第二室	第三室	ギャラリー
展覧会名称					
展示内容					観覧料(いずれかの□に☑を入れてください) □無料 □有料(内容の記載をお願いします)
連絡担当者	氏名 _____		電話番号 _____		
	住所 〒 _____				
備 考	搬入陳列日	年 月 日	時 分	から	時 分 まで
	展示期間	年 月 日	から	年 月 日	まで
	撤去搬出日	年 月 日	時 分	から	時 分 まで

(備考)

申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
別記第 4 号様式

美 術 館 施 設 利 用 許 可 書 年 月 日 第 号 様 熊本県教育委員会 印 さきに申請のありました美術館の施設利用については、下記により許可します。 記					
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
施設名	本館	第一室	第二室	第三室	その他 ()
	分館	第一室	第二室	第三室	ギャラリー
展覧会名称					
展示内容					
条 件					

遵守事項

- 1 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- 2 許可なくして物品等を販売しないこと。
- 3 許可なくして壁、柱等に貼り紙、釘打ち等をしないこと。
- 4 許可なくして立看板等を立てないこと。
- 5 許可を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。

別記第 5 号様式

美術館施設利用変更等申請書 年 月 日 熊本県教育委員会 様 申請者 住 所 〒 氏 名 印 電話番号 さきに許可を受けた施設利用に関し、下記により利用の 内容変更 をしたいので申請 取下げ します。 記	
理 由	
変更内容	
注 1 理由及び変更内容はできるだけ詳細に記入すること。 2 許可書を添付して提出すること。	

(備考)

申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第6号様式

美術館施設使用料還付申請書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

住 所

氏 名

印

(団体名)

電話番号

次のとおり、使用料を還付して下さるよう申請します。

使用しなかった期間	年 月 日 (曜) 時 分から 年 月 日 (曜) 時 分まで
許可年月日及び許可番号	年 月 日付け 第 号
使用しなかった施設名	
返還請求の理由	
納付した使用料	円
使用料を納付した年月日	年 月 日 領収証番号 号
還付申請額	円
その他参考事項	

(注) 美術館施設利用許可書を添付すること。

別記第7号様式

施設等滅失(損傷)届

年 月 日

熊本県立美術館長 様

届出者 住 所

〒

氏 名

印

電話番号

下記のとおり 施設・設備を滅失したのでお届けします。
美術品等 損傷

記

年 月 日

場 所	
物 件 名	
理 由	
損傷の状態	

(備考)

届出者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

熊本県環境審議会公告第 2 号

第 4 2 回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 2 2 年 3 月 2 3 日

熊本県環境審議会
会長 篠原 亮 太

- 1 開催日時
平成 2 2 年 3 月 2 6 日 (金) 午後 3 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁新館 2 階 多目的 A V 会議室
- 3 会議内容
 - (1) 審議事項
 - ① 「第 1 9 回 くまもと環境賞」被表彰者の選考について
 - (2) 報告事項
 - ① 熊本県地球温暖化の防止に関する条例について
 - ② 特定鳥獣保護管理計画 (ニホンジカ) の変更について
 - ③ 平成 2 1 年度第 2 回及び第 3 回温泉部会決議事項について
 - ④ 平成 2 2 年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画について
 - ⑤ 熊本県地下水保全条例の改正 (骨子案) について
 - ⑥ 環境基本指針・計画検討委員会の設置について
 - ⑦ 熊本県廃棄物処理計画検討委員会の設置について
 - ⑧ 生物多様性地域戦略策定について (2 2 年度策定予定)
- 4 傍聴者の定員
5 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 その他
議題 (1) 審議事項①「第 1 9 回 くまもと環境賞」被表彰者の選考については同賞被表彰者に関する経歴等個人情報に関わる内容であり、熊本県情報公開条例第 7 条第 2 号に該当するため「審議会等の会議の公開に関する指針」第 3 アの規定により非公開とする。
- 7 問い合わせ先
熊本市水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号
熊本県環境審議会事務局 (熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室)
(電話 0 9 6 - 3 8 3 - 1 1 1 1 内線 7 3 2 2)

熊本県公安委員会告示第 8 号

平成 6 年 1 0 月 2 8 日熊本県公安委員会告示第 1 2 号 (熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域) の一部を次のように改正し、平成 2 2 年 3 月 2 3 日から施行する。

平成 2 2 年 3 月 2 3 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

1 の表山鹿警察署の項中

植木交番	鹿本郡 植木町 大字植木	植木町大字鏡田、有泉、石川、岩野、植木、上古閑、後古閑、内、円台寺、荻迫、小野、木留、清水、鞍掛、古閑、色出、鈴麦、滴水、大和、轟、富応、豊岡、投刀塚、那智、一木、平野、平原、広住、辺田野、味取、舞尾、山本
------	--------------------	---

を

植木交番	熊本市 植木町植木	熊本市植木町鏡田、植木町有泉、植木町石川、植木町岩野、植木町植木、植木町上古閑、植木町後古閑、植木町内、植木町円台寺、植木町荻迫、植木町小野、植木町木留、植木町清水、植木町鞍掛、植木町古閑、植木町色出、植木町鈴麦、植木町滴水、植木町大和、植木町轟、植木町富応、植木町豊岡、植木町投刀塚、植木町那知、植木町一木、植木町平野、植木町平原、植木町広住、植木町辺田野、植木町味取、植木町舞尾、植木町山本
豊田駐在所	同 植木町豊田	熊本市植木町伊知坊、植木町今藤、植木町大井、植木町亀甲、植木町豊田、植木町平井、植木町舟島
田底駐在所	同 植木町田底	熊本市植木町正清、植木町田底、植木町宮原、植木町米塚

に改め、

同表山鹿警察署豊田駐在所の項及び山鹿警察署田底駐在所の項を削る。
1 の表宇城警察署の項中

管轄署所在地	宇城市 松橋町	宇城市松橋町（浅川、砂川、豊崎、東松崎、南豊崎、御船を除く。）
--------	------------	---------------------------------

を

管轄署所在地	宇城市 松橋町	宇城市松橋町（浅川、砂川、豊崎、東松崎、南豊崎、御船を除く。）
城南交番	熊本市 城南町下宮地	熊本市城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田、城南町鰐瀬

に改め、

同表宇城警察署城南交番の項を削る。

熊本県教育委員会訓令第1号

本庁各課(室)
各地方機関

熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成22年3月23日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子
熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程(昭和36年熊本県教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。
別表(第2条関係)

	勤務時間	休憩時間	勤務時間
月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から正午 まで	正午から午後 1時まで	午後1時から午後5時15分 まで

附 則
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第2号

本庁各課(室)
各地方機関

熊本県教育事務所処務規程、熊本県立図書館処務規程及び熊本県生涯学習事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成22年3月23日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子
熊本県教育事務所処務規程、熊本県立図書館処務規程及び熊本県生涯学習事務所処務規程の一部を改正する訓令
(熊本県教育事務所処務規程の一部改正)
第1条 熊本県教育事務所処務規程(昭和36年教育委員会訓令第49号)の一部を次のように改正する。
第5条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第15号までを2号ずつ繰り上げる。
(熊本県立図書館処務規程の一部改正)
第2条 熊本県立図書館処務規程(昭和38年教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。
第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。
(熊本県生涯学習事務所処務規程の一部改正)
第3条 熊本県生涯学習事務所処務規程(平成14年教育委員会訓令第11号)の一部を次のように改正する。
第5条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月23日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

熊本県教育委員会規則第7号

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則(昭和36年熊本県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
別表第1中「福利厚生課」を削る。
別表第2熊本県鹿本教育事務所の項管轄区域の欄中「・鹿本郡」を削る。

附 則
(施行期日)
この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
(1) 別表第1の改正規定 平成22年4月1日

(2) 別表第2 熊本県鹿本教育事務所の項の改正規定 平成22年3月23日

熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月23日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子

熊本県教育委員会規則第8号

熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則
熊本県立教育センター規則（昭和46年熊本県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の第1表役付職員の欄中「副所長」を「副 所 長
教育審議員」に改める。

第6条中第9項を第10項とし、第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 教育審議員は、上司の命を受け、教育センターの運営に関する重要な事項を審議する。
附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県公安委員会規則第4号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成22年3月23日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
熊本県警察の組織に関する規則（平成6年熊本県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「及び情報分析官」を「、情報分析官及び暴力対策官」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 暴力対策官は、上司の命を受け、暴力団対策に関する事務を処理する。
附 則

この規則は、平成22年3月31日から施行する。